

一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラスト会員規程

平成23年11月1日
世トま規程第42号

(目的)

第1条 一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という。）寄附行為第3条に定める、自然環境や歴史的・文化的環境を保全する目的に賛同し、後援する個人、法人並びに団体をトラスト会員とする。

2 この規程は、トラスト会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(トラスト会員の種類)

第2条 トラスト会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員
- (2) 子ども会員
- (3) 学校会員
- (4) 特別会員

(賛助会員の入会等)

第3条 賛助会員とは、次に定める会費一口以上を納入した者とする。

- | | | | |
|-----------------------|-----|----|---------|
| (1) 個人賛助会員（個人） | 年会費 | 一口 | 1,000円 |
| (2) 家族賛助会員（本人及び同居の家族） | 年会費 | 一口 | 2,000円 |
| (3) 法人賛助会員（法人又は任意の団体） | 年会費 | 一口 | 10,000円 |

2 前項に定める会費は寄附金として取り扱う。

3 賛助会員の会員期間は、会費を納めた事業年度の期間とする。ただし、1月から3月の間に会費を納めた者の会員期間は、翌事業年度まで延長して取り扱う。

4 会費は、複数事業年度分をまとめて納入することができる。

5 賛助会員は、いつでも財団に退会の意思を伝えることで退会できる。ただし、既納の会費は返納しない。

(子ども会員の入会等)

第4条 子ども会員とは、身近な環境の保全・啓発活動に積極的に参加する意思をもった小学生で、会費1,000円を納入した者とする。

2 前項に定める会費は寄附金として取り扱う。

3 子ども会員の会員期間は、入会の時期にかかわらず、小学校在学中の期間とする。

4 子ども会員は、本人又は家族の申し出によっていつでも退会できる。ただし、既納の会費は返納しない。

(学校会員の入会等)

第5条 学校会員とは、身近な環境をテーマにした環境教育に関する授業等を財団と連携して行う、世田谷区に所在する小・中学校とする。

2 学校会員になるには、環境教育に関する授業等の予定を記載した所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、会費は徴収

しない。

3 学校会員の会員期間は、第1項に定める授業等を実施する事業年度の期間とする。

(会費以外の寄附)

第6条 財団は、自然環境や歴史的・文化的環境を保全する目的に賛同し、後援する個人、法人並びに団体から、第3条及び第4条に定める会費以外の寄附金を、随時受領することができる。

(特別会員)

第7条 前条に定める寄附金を納入した者のうち、次に定める額の寄附金を一括して納入した者を、特別会員とすることができる。

(1) 特別会員(個人) 100,000円以上

(2) 特別会員(法人又は任意の団体) 500,000円以上

2 特別会員の会員期間は、永年として扱う。

3 特別会員は、いつでも財団に退会の意思を伝えることで退会できる。

(トラスト会員の特典)

第8条 会員は、財団からの情報提供及び協力事業者からの便宜提供を受けることができる。

(会費及び寄附金の使途)

第9条 本規程に定める会費及び寄附金は、市民緑地設置等の自然環境や歴史的・文化的環境を保全する事業費に充てる。

(感謝状の贈呈)

第10条 理事長が特に必要と認めた場合、本規程に定める会費又は寄附金を納入した個人、法人並びに団体に、感謝状を贈呈することができる。

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成18年4月1日施行の財団法人世田谷トラストまちづくり賛助会員規約を廃止する。なお、規約の廃止時において賛助会員資格を前年度より引き継いで有する者は、本規程に基づく同等の種類 of 会員資格を保有するものとする。